

交推協第49号
令和7年2月7日

交通事故をなくする県民運動推進協議会
委員・幹事 各位

交通事故をなくする県民運動推進協議会
会長 岸本周平
(公印省略)

令和7年春の全国交通安全運動の実施について（通知）

平素は、交通安全活動の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このことについて、別添「令和7年春の全国交通安全運動和歌山県推進要綱（以下「県推進要綱」という。）」に基づき、下記を重点として運動を実施しますので、交通情勢に応じた効果的な運動の実施をお願いいたします。

また、交通安全運動をより効果的に実施するため、各機関・団体で実施した施策等を把握する必要がありますので、別紙「効果評価の実施結果」を令和7年4月30日（水）までにメール又はFAXにて提出いただきますようお願いいたします（同一機関・団体に委員様・幹事様が所属されている場合は、幹事様から御提出をお願いいたします。）。

記

1 期間

- (1) 運動期間 令和7年4月6日（日）から4月15日（月）までの10日間
- (2) 交通事故死ゼロを目指す日 令和7年4月10日（木）

2 運動重点

- (1) こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- (2) 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- (3) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

交通事故をなくする県民運動推進協議会事務局
(和歌山県環境生活部県民局県民生活課内)
担 当：佐谷（さたに）
TEL：073-441-2350（直通）
FAX：073-433-1771
E-mail：satani_m0001@pref.wakayama.lg.jp